

## 岬町認知症キャラバン・メイト連絡会会則

### (目的)

第1条 この会則は、岬町認知症キャラバン・メイトが認知症普及啓発の推進を図り認知症になっても安心して暮らせる町づくりを推進するため、岬町認知症キャラバン・メイト連絡会（以下「連絡会」という。）を設置するにあたり、その運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (活動内容)

第2条 この連絡会は、認知症普及啓発を行うために、次の活動を行う。

- (1) 「認知症サポーター養成講座」の企画・立案及び実施
- (2) 認知症サポーターの活動の場の提供
- (3) キャラバン・メイトのスキルアップ研修の実施
- (4) キャラバン・メイトの派遣
- (5) キャラバン・メイト同士の情報交換会の実施
- (6) その他認知症の普及啓発に関する活動

### (連絡会の会員)

第3条 連絡会の会員は以下の者とする。

- (1) 全国キャラバン・メイト連絡会に登録されており認知症普及啓発活動を行なえる者
- (2) 連絡会の事務局職員
- (3) その他町長が必要と認める者

2 連絡会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

3 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

### (役員の職務)

第4条

- (1) 会長は、連絡会を招集し、連絡会を総理する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等がある時は、その職務を代理する

### (会長及び副会長)

第5条 会長、副会長は連絡会の会員から互選し、会長は連絡会を代表し、副会長は、会長に事故等があるときはその職務を代理する。

### (会議等)

第6条 連絡会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

会議は原則として公開とする。但し、個人情報の取扱については十分配慮し、必要に応じ非

公開とすることができる。

(総会)

第7条 総会は活動報告・スキルアップ研修を含め、年1回程度実施する。

(守秘義務)

第8条 連絡会の会員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 連絡会の事務を処理するため、岬町福祉課に事務局を設置する。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定めるものとする。

附 則

この会則は、平成30年5月2日から施行する。

福祉課 奥出宛 492-5814

岬町認知症キャラバン・メイト連絡会（入会・退会）申出書

年 月 日

岬町しあわせ創造部福祉課 宛

岬町認知症キャラバン・メイト連絡会会則第3条に基づき、下記のとおり、  
岬町認知症キャラバン・メイト連絡会に（入会・退会）することを申し出  
します。

記

キャラバン・メイトNo \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_